

国立大学法人東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
本則 (新設)	本則 <u>(成績優秀者に対する授業料の免除)</u> <u>第8条の2 大学院学生の学業等成績優秀者に対して、授業料を免除することができる。</u> <u>2 前項の規定による授業料の免除については、別に定める。</u>	

附 則 (25 教規程第 3 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。